

## 補助制度に関するQ&A

### Q1 家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器とはどのような機器なのでしょうか？

ガスを使用した発電機であり、発電時に発生する排熱を利用し、高効率給湯器等と組み合わせて使用できる機器です。

### Q2 新築・既築どちらでも補助対象ですか？

新築・既築どちらでも補助対象です。

### Q3 既に設置済みまたは設置工事中の機器は補助対象ですか？

補助対象になりません。  
本補助制度への申込完了時に発行される補助金申請受理決定書の受理後に、機器の購入契約を締結してください。

### Q4 制度を利用したいですが、単身赴任で札幌市内に妻(または夫)しか住んでいません。

市内にお住いの方(この場合は妻または夫)が申し込んでいただければ受付可能です。  
ただし、原則として提出書類がお住いの方(この場合は妻または夫)の名義となる必要があります。

### Q5 現在市外に住んでいますが、将来的に引っ越す市内の住宅に機器を設置する予定です。この場合、補助対象となりますか？

補助対象になります。  
ただし、補助金交付申請兼完了届提出時までには引っ越して住所を変更する必要があります。  
変更した住所と機器設置場所が一緒であることを添付書類で確認させていただきます。

### Q6 工事業者が手続きの代行をできますか？

できます。  
ただし、申請内容や書類の準備について申込者と十分に調整のうえ、手続きを代行してください。

### Q7 申請書類の返却は可能ですか？

提出された申請書類は返却いたしません。  
そのため、手元に控えを1部ご用意ください。

### Q8 書類の持込による申請はできますか？

書類の持込による申請はできません。  
書類はすべて郵送(日本郵便のサービスのみに)にて受け付けます。

### Q9 設置が完了しました。完了届(補助金交付申請兼完了届)に必要な添付書類は、全て揃えなければ受付できませんか？

全て揃っていない場合は受付できません。

上記のQ&Aのほか、詳しくは要綱・要領をご確認ください！

※当補助金は札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。

### Q10 住民票は原本を提出しなければならないのでしょうか？

住民票の写し(証明日が記載され、証明者が押印されているものに限る)は、コピーの提出で構いません。  
引っ越される方は、機器設置場所と記載された住所が一緒である必要があるため、必要な手続き後に取得をお願いします。

### Q11 住民票はどこで請求できますか？

住民票は各区役所、篠路出張所、定山溪出張所、大通証明サービスコーナー及び各まちづくりセンターにて請求可能です(まちづくりセンターは取次のみ)。  
また、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの取得もできます。

### Q12 新品の設備を証明する書類はどのようなものですか？

保証書(名前、住所、日付、型式、施工業者名等の記載があるもの)、施工業者による新品を設置したことを証明する書類(記載例として参考様式<製品証明書>を札幌市ホームページに掲載)です。

### Q13 補助金の交付を受けた場合の確定申告はどのように実施したらよいのでしょうか？

補助金の交付決定時に交付する「補助金交付決定及び確定通知書」を確定申告とともに提出してください。  
なお、札幌市にて税理士による税の相談窓口(011-211-2075)を開設しておりますので、ご活用ください。

### Q14 対象機器付き住宅を購入する場合、対象機器の取得日はいつになりますか？

住宅の購入日が対象機器の取得日となります。  
対象機器の取得日が補助事業開始日以降の必要がありますのでご注意ください。

### Q15 新築住宅において、提出が必要な添付書類はありますか？

新築住宅(中古物件も含む)においては、住宅の所有権が補助金受領決定者となっていることがわかる書類が必要です。  
例えば、住宅の引渡証明書、登記事項証明書(写しでも可)です。

### Q16 新築住宅(中古物件)をローンで購入している場合、工事費用を支払ったことが確認できる書類はどのようなものがありますか？

機器設置にかかった内訳が把握できる、住宅購入費の支払いを証明する書類を想定しています。

### Q17 国、札幌市等による他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

### Q18 補助の対象外となる費用はありますか？

設置工事で発生する廃棄物処理費用、消費税などは補助の対象外となります。

「札幌市 家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器補助金制度」で検索！

札幌市 家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器補助金制度

検索

# 家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器補助金制度のご案内

## 概要

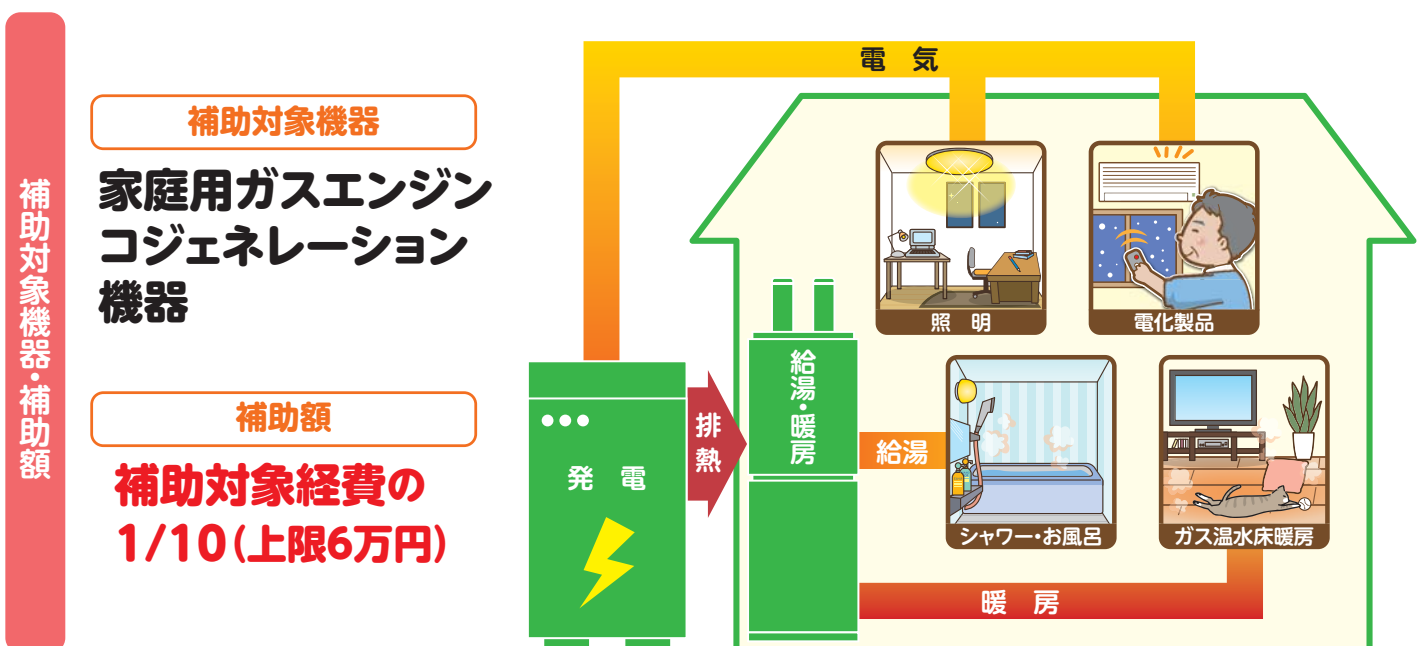
住宅において家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器を導入する市民に対して、機器の導入費用の一部を補助する制度です。

市民向け補助

令和7年度

排熱を有効利用するガス発電機の導入を補助します

機器購入前に事前申込が必要です！



家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器について

家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器は、「ガスを使用した発電機」であり、発電時に発生する「排熱を利用し、高効率給湯器等と組み合わせて使用できるもの」です。  
機器を稼働させて家庭の電気を発電する際に、発生した排熱を利用し給湯・暖房を行うことができるので、省エネになります。  
また、万が一の停電時も電気、暖房、給湯を使うことができます。※バッテリーが必要です

申込期間

令和7年6月30日～令和8年1月30日

先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

申込に関するお問い合わせ及び申込先

送付先

〒060-0051 札幌南一条東郵便局留め 「家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器補助金受付係」

お問い合わせ電話番号

☎011-555-2650 「家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器補助金受付係」

【受付時間】 平日午前10時～午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日および12月29日～1月3日は受付していません)

※郵送時の注意:郵便局留めのため、日本郵便以外の郵便サービスは返送される場合があります。

札幌市環境局

みらいを想う  
Think Green  
環境部  
SAPP  
-RO

さっぽろ市  
02-J02-25-1465  
R7-2-1050

申込  
期間

令和7年6月30日～令和8年1月30日

先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

## 補助を受けることができる条件・対象

新築住宅及び既存住宅において、家庭用ガスエンジンコジェネレーション機器(以下「対象機器」という。)を設置する市民であること。

### 補助 対象者

- (1) 市民である者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者)。※完了時まで市内へ移住し市民になる予定である者を含む。
- (2) 札幌市税の滞納がない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者。
- (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日(以下「同一年度」という。)内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者。
- (5) 次のいずれかに該当する者。  
ア)自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。  
イ)市内にある対象機器付き住宅を購入し、購入年度と同一年度内に自ら居住しようとする者。
- (6) これまでに、札幌市の補助金受領に関し、故意による虚偽や不正、市長が求める書類の提出を怠るなどを行っていない者。

### 申込 条件

- (1) 国、札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- (2) 耐用年数期間中は、設備を撤去(更新を含む)しないこと。
- (3) 札幌市が毎年行う、モニター調査に回答すること。

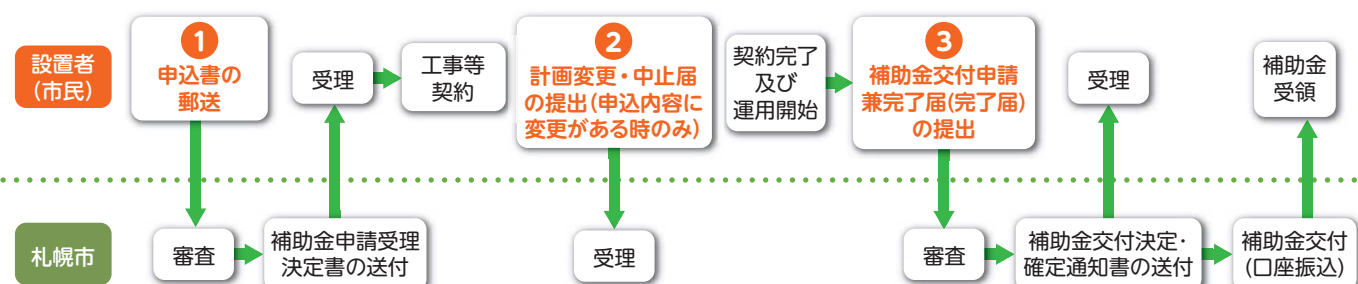
### 機器 要件

- (1) 都市ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。
- (2) 小出力発電設備(1.5kW程度)であること。
- (3) マイナス20℃(LPガスの場合、マイナス15℃)の環境下でも安定した動作をする耐寒性能を備えていること。
- (4) 一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。
- (5) メーカー指定の環境条件に設置すること。
- (6) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。

### 補助 対象費用 (税抜)

ガスエンジンユニット、リモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用(停電時発電継続機能の搭載に必要な費用を含む)。  
ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む)は対象外とする。

## 申込から補助金受領までの流れ



※完了届提出期限までに、補助金交付申請兼完了届を提出していただく必要があります。

## 手続きの流れ・財産処分の制限・ モニターについて

### ①申込方法

(様式1)申込書に(様式9)誓約書を添付し、募集期間内に応募してください。  
各種様式は、ホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/hojo/kateiyogcs.html>)  
郵送のみの受付となります。



▲HPIはこちら

### ②計画変更・中止届の提出

申込時と工事内容等に変更が生じた場合、または補助金申請を中止する場合は、(様式3)計画変更・中止届を提出してください。  
ただし、この届出による補助金額の増額はできません。

### ③補助金交付申請兼完了届(完了届)の提出

提出期日までに(様式4)補助金交付申請兼完了届および下記の添付書類を申込先の住所まで郵送してください。

#### ●添付書類

1. 申請者の住民票の写し、または、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面の写し(いずれかひとつ)  
※記載されている住所と機器の設置場所が一致している場合に限る。
2. 対象機器の本体・設置部材費用および工事費用と契約した日が判る書類  
例：見積書、契約書 等  
※内訳がわからないものは受付できません。
3. 新品を設置したことを証明できる書類  
例：機器の保証書の写し、製品証明書 等  
※機器取得日(引渡日)、対象機種、申請者が記載されていないものは受付できません。
4. 機器設置の写真  
※設置状況や機器の銘板など、写真の不明瞭な場合は受付できません。
5. 工事費用を支払ったことがわかる書類  
例：領収証、レシート、クレジットカードの使用明細書、住宅購入費の支払い証明に相当する書類など
6. 補助金の振込先(銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)がわかる書類  
例：通帳の写し、インターネットでの表示画面 等
7. (様式10)申請者用提出書類チェックシート  
※(様式10)申請者用提出書類チェックシートを提出してください。

### 補助金交付申請兼完了届(完了届)の提出期限について

機器の設置工事が完了したことを示す(様式4)補助金交付申請兼完了届の提出期限は、対象機器を取得した日の翌日を起算日として、120日を経過する日となります。  
ただし、起算した提出期限が令和8年2月27日を過ぎる場合には、令和8年2月27日が提出期限となります。(提出期限日までの消印有効。)

### 財産処分の制限

対象機器を法定耐用年数の期間内に廃棄する場合は、廃棄する前に(様式6)財産処分承認申請書の提出が必要となります。  
なお、使用しない期間に応じて補助金を返還していただく場合があります。

### モニター制度

本補助金の交付者には、モニターとなっていただき、補助対象機器設置後の使用状況などについての調査にご協力いただきます。  
また、広報誌等への取材協力をお願いすることがあります。